

## 社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

## 紀美野町社会福祉協議会の組織運営について・・・

紀美野町社会福祉協議会は、平成１８年１月４日に社会福祉法人として設立認可されました。法人の運営にあたり、理事が出席する理事会と評議員が出席する評議員会を実施し、予算や事業計画の承認等といったことを審議しております。現在、理事は１３名、評議員は１６名の方が選任されています。理事はボランティア連絡協議会、区長会、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、身体障害者会等の関係者や学識経験者といった方が選任されています。評議員は民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等の関係者や学識経験者、主任児童委員といった方が選任されています。

○事業名 福祉サービス利用援助事業

内 容 日常生活における金銭管理や役所への書類提出等が一人では難しい方をサービスの対象として、福祉サービスの利用援助と預貯金等の管理等生活全般にわたる支援を行います。サービス利用の相談を受けた後に、職員が訪問してお話を伺い、ご本人の希望などを確かめたうえで支援計画を作成し、作成した支援計画でよければ利用援助契約を締結して、計画に基づいて援助を開始します。

○事業名 自家用有償旅客運送事業

内 容 町内に住所を有する要支援・要介護認定者又は生活保護者や身体障害者等で申込者及び同居人に有効な移動手段を持っていない住民を対象に、利用者の自宅と町内の病院の間を送迎します。

料 金 15分まで ・ ・ ・ 350円  
16分から30分 ・ ・ ・ 700円  
それ以降 ・ ・ ・ 15分ごとに200円増

○事業名 善意銀行運営事業

内 容 住民の皆様から、善意で頂いた預託金品の受入と払出を行う事業です。預託金品は、住民の皆様の福祉の増進に寄与することを目的に、様々な社会福祉事業の活動に活用します。

○事業名            民生金庫貸付事業

内 容            生活に困窮していて、緊急出資が必要な方に対して、当面の事態を援助することを目的として、緊急的に一時の立替のための貸付を行う事業です。

要 件            紀美野町に1年以上住所を有する生活困窮者  
災害、疾病、失業その他窮迫した事情により緊急出費を要する方

限度額           5万円

貸付期間        6ヶ月

○事業名            生活福祉資金貸付事業

内 容            65歳以上の高齢者、障害者手帳の交付を受けた方、非課税で他からの借入れが困難な方が経済的自立や生活意欲の助長促進などを図るために福祉資金、教育支援資金、総合支援資金等の貸付を受けます。資金を必要とする事情や経済状況、将来の見通し、償還計画等をお伺いした上で、審査を行い貸付の可否を決定します。借入れ申し込みの時から償還期間を通して、民生委員による相談支援を受けることになります。

○事業名                    共同募金事業

内 容                    10月1日から12月31日まで行われる赤い羽根の募金活動で寄せられた募金を様々な社会福祉事業の財源として活用します。

○事業名                    愛の日・歳末助け合い事業

内 容                    75歳以上のひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、身体障害者等の方々をそれぞれ担当となっている民生委員の方々に慰問金や慰問金品等を持参して慰問して頂きます。

○事業名                    小災害見舞金支給事業

内 容                    住民の生活の安定と福祉の増進を目的として、火災、風水害、地震により被災した住民に見舞金を支給します。見舞金は善意銀行から支払われます。

○事業名                    広報誌発行事業

内 容                    紀美野町社会福祉協議会の広報誌の社協だよりを毎月発行しています。表面には、紀美野町社会福祉協議会の行事予定や紀美野町社会福祉協議会の会員の募集などの情報を掲載しています。裏面には、ボランティアだよりとして、ボランティアに関する情報を掲載しています。

○事業名 介護用品貸与事業

内 容 介護用品貸与事業は紀美野町内に住所を有する在宅要介護者の介護を目的として車椅子や電動ベッド等の介護用品の貸出しを行います。

貸出期間 原則として3か月以内

○事業名 有料幼児用品等の貸出事業

内 容 幼児の育成を目的として、チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーカーを、紀美野町内に住所を有する6歳までの幼児に貸し出します。

○事業名 配食サービス事業(野上地区ではおいし弁当、美里地区ではまごころ弁当の名称として実施)

内 容 一人暮らしで調理が困難な70歳以上のひとり暮らしの方、同居人がいる方も含めた70歳以上の調理が困難な高齢者夫婦世帯、外出が困難な障害をお持ちの方、普通食が食べられる寝たきりの方を対象にお弁当を配食する事業であり、利用者の安否確認も同時に行っています。

実施日 毎月第1水曜日・第3木曜日(おいし弁当)  
毎月第1・第3火曜日(まごころ弁当)  
下神野地区 高齢者創作館  
上神野地区 高齢者創作館  
長谷毛原地区 高齢者創作館 ※第1火曜日のみ  
国吉地区 国吉多目的集会所

配達方法 配達ボランティアの方やボランティアとして登録している民生委員の方が行っています。

利用料 1食あたり200円

○事業名 介護者の集い事業

内 容 在宅で介護をしている方を対象として月に一度、日ごろの介護の悩み等を話し合っって介護者同士の親睦を深めることを目的に実施しています。

○事業名            ボランティアセンター活動事業

内 容            ボランティアの研修、登録、斡旋、情報収集、提供、活動支援、育成等を行います。また、町内の小学校3校と中学校1校をボランティア協力校として指定して、ボランティア教育の普及、支援を行います。

○事業名            介護保険居宅介護支援事業

内 容            利用者の方がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は、施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービス提供の管理、サービスの再評価と計画の見直し、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他便宜の提供、介護についての不安や心配事などについての相談の受け付けを行います。

○事業名            介護保険通所介護事業

内 容            利用者の方の自立的在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図り、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを方針として、サービスを提供しています。ご自宅からデイサービスへの送迎は職員が行います。デイサービスではカラオケやゲームなど様々なレクリエーションを行っており、利用者の方は楽しく過ごされています。希望される方には入浴サービスも提供しています。

○事業名 介護保険訪問介護事業

内 容 ホームヘルパーが居宅サービス計画に基づいて日常生活上の必要なサービスの提供を行い、在宅での生活を支援します。また、可能な限り在宅での生活を継続できるように、利用者の方の人格を尊重し、心身の特性や状況など、その環境に応じてサービスが効果的に提供されるようにします。

○事業名 障害者自立支援法に基づく居宅介護事業

内 容 障害者に対応したホームヘルパー事業であり、身体・知的・精神の障害のため、日常生活に支障がある方で障害福祉サービス受給者証を受給された方に、ホームヘルパーが食事、洗濯、掃除、衣類交換等日常家事の介護を行います。